

運営調整部会のあり方について - 第4部会（案）

塀和光二郎

吉澤康博

碓 康雄

1. 次回運営調整部会に向けて第4部会としての意見を取りまとめることが望まれます

第1回運営調整部会では、次の3点について各部会で検討するという事で合意がありました。次回、第2回運営調整部会では、各部会からの検討結果の報告を受けた上で、運営調整部会のありかたについて検討することになるようです。

- (1) 運営調整部会の役割について（専門部会の設置）
- (2) 副会長の選任について
- (3) 運営調整部会で検討すべき事項（P I、広報 など）

第4部会では、各委員からの考えが「運営調整部会に関する意見」（12月12日に事務局から配布）として整理されています。これまで第4部会での検討過程の中では、第4部会の代表は、運営調整部会において、極力、部会の代表として発言すべきであるという意見が強く出されました。そのためには、「運営調整部会に関する意見」で示されている意見をさらに検討し、第4部会としての考え方としてまとめる必要があると考えます。また、そのことが、運営調整部会での円滑な検討に資するものと考えます。

2. 「運営調整部会に関する意見」のまとめ

12月12日に配布された「運営調整部会に関する意見」を整理すると以下のようになると考えられます。

1. 運営調整部会の役割	<ul style="list-style-type: none">・ 策定委員会の活動に関わる企画とスケジュール管理（市民参加を意識した取り組みを含む）・ 部会で検討すべき内容について整理し、部会に諮ること。・ 部会で検討した内容について報告を受け、全体会に向けての集約（中間報告、素案の作成を含む）・ 部会間の情報の共有
2. 副会長の選任	<ul style="list-style-type: none">・ 速やかに決めるべき・ 人数は1～2名程度（必要なしという意見もあり）・ 選出方法は、「立候補」「運営調整部会部会長による指名」、など・ 属性については、「公募委員2名」「学識経験者1名、公募委員1名」「川口の将来と自治基本条例の策定に熱意を持つ人であればとらわれない」。
3. 検討すべき事項	<ul style="list-style-type: none">・ 策定委員会の方向性の検討・全体のスケジュールの作成・ 自治基本条例について市民に関心を持ってもらう方策の検討（まちかど懇談会（P I）などの活動）・ 専門部会の設置（策定過程における市民参加、町会、自治会、住民自治協議会、住民投票などを含む）